

一般競争入札

令和4年度 一般競争入札 (和歌山市加太地内公社保有地売却)の し お り

申込受付期間 令和5年3月8日（水） ～ 令和5年3月22日（水）

※この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

入札に参加を希望される方は、このしおりをよく読み、
内容を十分把握した上で、ご参加ください。

お問い合わせ先

和歌山県土地開発公社

〒641-0024 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号

電 話 : 073-448-1832

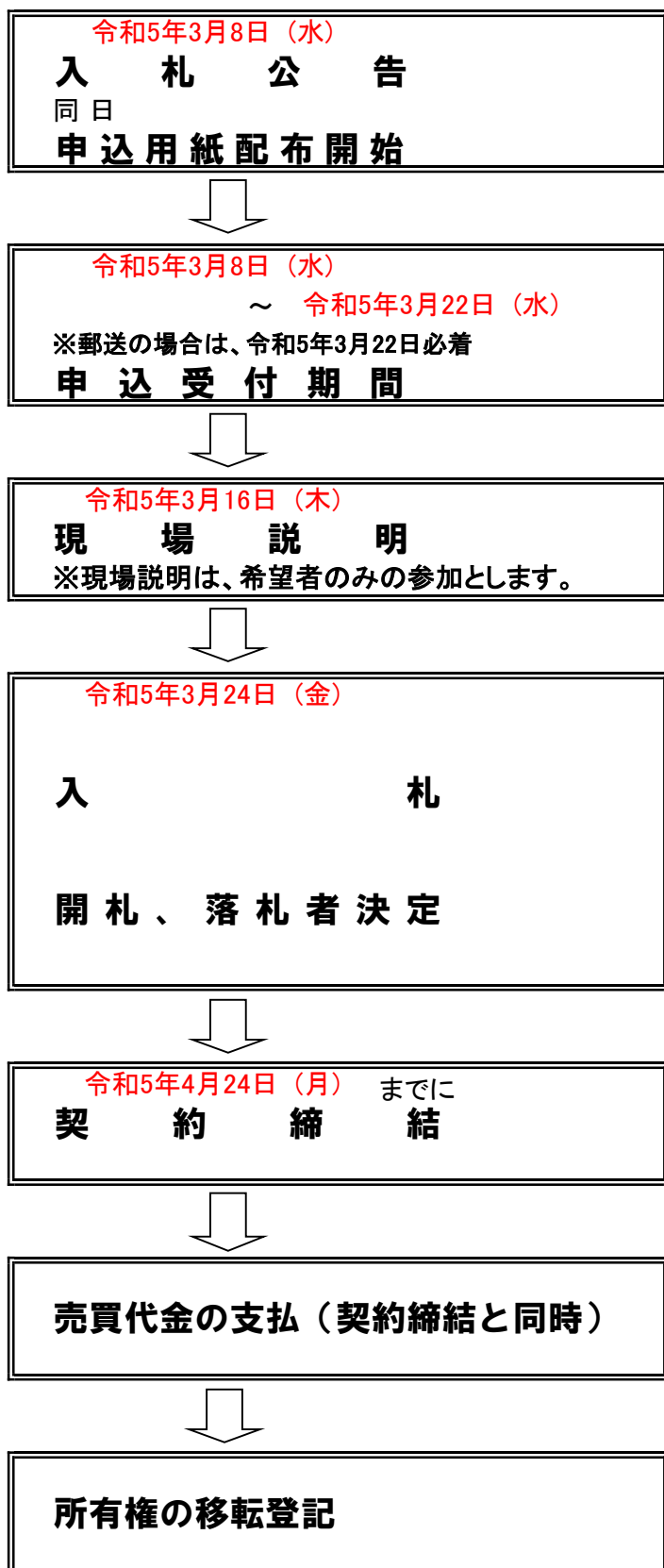
受 付 時 間 : 午前9時30分～午後5時
(土・日・祝日を除く)

和歌山県土地開発公社

目 次

一般競争入札(和歌山県土地開発公社保有地売却)の概要	1
入 札 物 件 一 覧	2
申込みから契約の締結まで	
① 申 込 み	3
令和4年度一般競争入札申込書(切り離してお使いください。)	5
申込書記入例	6
誓約書(切り離してお使いください。)	9
② 現 場 説 明	10
③ 入 札	11
入札保証金	13
④ 落札者の決定	14
⑤ 契 約 の 締 結	14
令和4年度和歌山県土地開発公社保有地売却一般競争入札要綱	16
土地売買契約書(案)	19
物 件 調 書	22
入札書(切り離してお使いください。)	25
委任状(切り離してお使いください。)	27

一般競争入札(和歌山県土地開発公社保有地売却)の概要



① 入札公告

② 申込用紙配布

- ・ 和歌山県土地開発公社事務局

③ 申込み

- ・ 申込書と誓約書を、申込受付期間内に持参又は郵送により提出

④ 現場説明

- ・ 「入札物件一覧」に記載の日時に実施

⑤ 入札

- ・ 「入札物件一覧」に記載の日時に実施
- ・ 入札保証金が必要(落札者のみ)

⑥ 開札、落札者決定

- ・ 入札締切後、入札者の前で開札し、落札者を決定
- ※ただし、落札後、入札保証金の納付をもって、当該入札を有効とする。**

⑦ 契約締結

- ・ 契約の締結に要する費用(収入印紙)は、落札者が負担

⑧ 売買代金の支払

- ・ 入札保証金は売買代金に充当することができる。

⑨ 所有権の移転登記

- ・ 登録免許税等、所有権の移転に要する一切の費用は、落札者が負担

入札物件一覧

[illegible]

- * 現場説明は、希望者のみの参加とします。
- * 現場説明・入札の日時をお間違えないよう、くれぐれもご注意ください。
- * 入札当日の受付は、入札開始時刻の15分前から行います。

申込みから契約の締結まで

① 申 込 み

申込用紙の配布

■ と き 令和5年3月8日（水） ～ 令和5年3月22日（水）
午前9時30分から午後5時00分まで（土・日・祝日を除く）

■ と ころ ・ 和歌山県土地開発公社事務局
（和歌山市和歌浦西二丁目1番22号）

申込資格

- 入札には、個人、法人を問わず、どなたでも参加していただけます。
- 申込みされた方が入札参加者となり、落札された場合、購入者となります。
- 2人以上の共有名義で参加することもできます。
（※ 所有権移転登記をする際に、共有とする場合、必ず共有名義でお申し込みください。）
（※ 共有名義で申し込まれる場合、申込書の申込者欄に記載された方が代表して入札
手続を行っていただくことになります。）

■ ただし、次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。

（申込みのできない方）

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の
規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29
年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた
被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を
得ていないもの
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2
条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147
号）第5条の規定による観察処分を受けた団体に該当するもの
- (9) 自己又は同居者、共同使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体
又はその関係者、その他の反社会勢力である者

■ 随意契約

今回の入札に付し入札者がいないとき、入札日以降、随時先着により購入申込みを受け
付けます。

申込方法

- ※ 1 申込みの方法は、持参又は郵送とします。
- ※ 2 申込書の記入は、6～8ページを参照してください。
- ※ 3 申込書は1通提出してください。

申込書と誓約書に、必要事項をもれなく記入し、申込受付期間内に持参又は郵送により提出してください。

※ 申込書は5ページを、誓約書は9ページを切り取っていただくか、当公社ホームページからのダウンロードも可能です。（URL <http://www.pref-wakayama-ldpc.jp/>）

【提出先】

和歌山県土地開発公社 事務局

和歌山市和歌浦西二丁目1番22号

【申込受付期間】 令和5年3月8日（水） ～ 令和5年3月22日（水）
午前9時30分～午後5時00分（土・日・祝日を除く）
※郵送の場合は、令和5年3月22日必着

令和4年度一般競争入札申込書

下記の和歌山県土地開発公社保有地売却一般競争入札に参加したいので、入札要綱等を承知の上、申し込みます。

令和 年 月 日

和歌山県土地開発公社理事長 様

申込者住所 (〒 ー)
(所在地)

(ふりがな)
氏 名

⑩

(法人名及び代表者名)

電話番号

【共有名義の場合】

共有者住所 (〒 ー)

(ふりがな)
氏 名

⑩

共有者住所 (〒 ー)

⑩

(ふりがな)
氏 名

記

物件 番号	入札参加を希望する物件の所在地	現場説明を行う日	入札を行う日
1	和歌山市加太字炭谷909番1、914番1	令和5年3月16日 (木)	令和5年3月24日 (金)

共有名義で申し込まれる場合、

○ 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続(入札保証金の納付、入札書の記入等)を行う方

○ 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者

の住所・氏名をそれぞれ記入してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、法人の代表者印を押印してください。

《記入例》

※個人の場合

令和4年度一般競争入札申込書

下記の和歌山県土地開発公社保有地売却一般競争入札に参加したいので、入札要綱等を承知の上、申し込みます。

令和 年 月 日

和歌山県土地開発公社理事長 様

申込者住所 (〒〇〇〇-□□□□)

(所在地) 和歌山市△△町1-2-3

(ふりがな) わかやま たろう

氏名 和歌山 太郎

⑩

(法人名及び代表者名)

電話番号 073-〇〇〇-□□□□

【共有名義の場合】

共有者住所 (〒 -)

⑩

(ふりがな)

氏名

共有者住所 (〒 -)

⑩

(ふりがな)

氏名

記

物件 番号	入札参加を希望する物件の所在地	現場説明を行う日	入札を行う日
1	和歌山市加太字炭谷909番1、914番1	令和5年3月16日(木)	令和5年3月24日(金)

※ 共有名義で申し込まれる場合、

○ 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続(入札保証金の納付、入札書の記入等)を行う方

○ 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者

の住所・氏名をそれぞれ記入してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、法人の代表者印を押印してください。

《記入例》

※法人の場合

令和4年度一般競争入札申込書

下記の和歌山県土地開発公社保有地売却一般競争入札に参加したいので、入札要綱等を承知の上、申し込みます。

令和 年 月 日

和歌山県土地開発公社理事長 様

申込者住所 (〒〇〇〇-□□□□)
(所在地) 和歌山市△△町1-2-3

(ふりがな)

氏名 株式会社 ○○○○
(法人名及び代表者名) 代表取締役社長 和歌山 太郎
電話番号 073-〇〇〇-□□□□

⑨

【共有名義の場合】

共有者住所 (〒 -)

⑨

(ふりがな)

氏名

共有者住所 (〒 -)

⑨

(ふりがな)

氏名

記

物件 番号	入札参加を希望する物件の所在地	現場説明を行う日	入札を行う日
1	和歌山市加太字炭谷909番1、914番1	令和5年3月16日(木)	令和5年3月24日(金)

※ 共有名義で申し込まれる場合、

○ 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続(入札保証金の納付、入札書の記入等)を行う方

○ 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者

の住所・氏名をそれぞれ記入してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、法人の代表者印を押印してください。

《記入例》

※共有名義の場合

令和4年度一般競争入札申込書

下記の和歌山県土地開発公社保有地売却一般競争入札に参加したいので、入札要綱等を承知の上、申し込みます。

令和 年 月 日

和歌山県土地開発公社理事長 様

申込者住所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)
(所在地) 和歌山市△△町1-2-3

(ふりがな)

わかやま たろう

氏名

和歌山 太郎

⑨

(法人名及び代表者名)

電話番号

073-〇〇〇-〇〇〇〇

【共有名義の場合】

共有者住所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)
海南市△△町1-2

(ふりがな)

かいなん はなこ

氏名

海南 花子

⑨

共有者住所 (〒〇〇〇-〇〇〇〇)
和歌山市△△丁目3-4

(ふりがな)

わかうら いちろう

氏名

和歌浦 一郎

⑨

記

物件 番号	入札参加を希望する物件の所在地	現場説明を行う日	入札を行う日
1	和歌山市加太字炭谷909番1、914番1	令和5年3月16日(木)	令和5年3月24日(金)

※ 共有名義で申し込まれる場合、

○ 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続(入札保証金の納付、入札書の記入等)を行う方

○ 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者

の住所・氏名をそれぞれ記入してください。

※ 法人名義で申し込まれる場合、法人の代表者印を押印してください。

誓 約 書

私は、和歌山県土地開発公社が実施する令和4年度和歌山県土地開発公社保有地売却一般競争入札の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 令和4年度和歌山県土地開発公社保有地売却一般競争入札要綱第3に定める入札に参加する者に必要な資格を有しています。
- 2 入札に際し、令和4年度和歌山県土地開発公社保有地売却一般競争入札要綱、物件調書、土地売買契約書、入札物件の法令上の規制等すべて承知の上で参加いたします。

令和 年 月 日

和歌山県土地開発公社理事長 様

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法 人 名 〕
〔 代表者名 〕

㊞

【共有名義の場合】 共有者の氏名
〔 法 人 名 〕
〔 代表者名 〕

㊞

共有者の氏名
〔 法 人 名 〕
〔 代表者名 〕

㊞

② 現 場 説 明

(1) 現場説明

- と き 令和5年3月16日（木） 14:00(時間厳守)
○ ところ 物件所在地(現地)

- ・ 入札参加の申込みをされた方に対して、売却物件の所在地において物件の概要説明を行いますので、希望される方は現地までお越しください。
(現場説明については、特に申込みの必要はありません。)
- ・ 本書〔令和4年度 一般競争入札（和歌山市加太地内公社保有地売却）のしおりを必ず持参してください。
- ・ なお、入札参加希望者が多数となった場合については、現場説明の日時を変更する場合があります。

現場説明を円滑に実施するため、現場説明の参加は、1物件につき、3名以内としますので、ご協力をお願いします。

③ 入 札

- と き 令和5年3月24日（金） ※時間は2ページの「入札物件一覧」を参照
○ と ころ 和歌山県土地開発公社 2階 入札室
(和歌山市和歌浦西二丁目1番22号)

- ・ 入札当日の受付は、入札開始時刻の15分前から行います。
- ・ 入札開始時刻までに受付をお済ませいただかないと、入札に参加することができません。お早めにご来場ください。
- ・ 入札開始時刻になりますと、入札会場を閉鎖します。
遅れて来られた方は、入札に参加することができませんので、ご注意ください。

○ 当日に持参していただくもの

- ・ 入札保証金(13ページ参照)
※ 入札保証金は、落札された方が、落札後当日、速やかに、当公社発行の納入通知書で納付いただくことになります。
- ・ 委任状(27ページ参照。代理人の方が参加される場合のみ必要です。)
※ 共有名義で申込書を提出した場合で、申込書の申込者欄に記載された者以外の共有者が入札に参加される場合、申込者からの委任状が必要になります。
- ・ 印鑑(代理人の方が入札される場合は、委任状の代理人使用印と同じ印鑑)
- ・ 筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)
- ・ 本書〔令和4年度 一般競争入札（和歌山市加太地内公社保有地売却）のしおり

入札に当たっての注意事項

- (1) 入札書には、入札者の住所・氏名(代理人の方が入札される場合は、その方の住所・氏名も)記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状の「代理人使用印」に限る。)を必ず押印してください。
- (2) 入札書への金額の記入には、アラビア数字(0、1、2、3・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、物件の総額を記入してください。
- (3) 入札において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。
- (4) 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (5) **次のいずれかに該当する入札は、無効とします。**
 - ① 入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
 - ② 指定の時刻までに提出しなかった入札
 - ③ 所定の入札書によらない入札
 - ④ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
 - ⑤ 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
 - ⑥ 入札者又はその代理人が1人で2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
 - ⑦ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
 - ⑧ 入札金額、入札者の氏名、印鑑その他主要部分が識別し難い入札
 - ⑨ 入札金額を訂正した入札
 - ⑩ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
 - ⑪ 郵送をもって送付してきた入札
 - ⑫ 落札者が入札保証金を納付しない入札
 - ⑬ 令和4年度和歌山県土地開発公社保有地売却一般競争入札要綱に違反した入札
- (6) 入札会場には受付で手続きを行い、落札時に入札保証金を納付する申込者以外は入場できません。
なお、入札会場への入場は、申込者1者につき、1名までとします。

入札保証金について

- (1) 落札者は、落札後当日、速やかに、当公社発行の納入通知書で入札保証金を納付していただきます。(入札保証金の納付をもって、当該入札を有効とします。)
- (2) 入札保証金の額は、入札額の100分の5以上の額とします。

【例】

(入札しようとする金額)

(入札保証金)

$$100,000,000円 \times \frac{5}{100} = 5,000,000円以上$$

- (3) 入札保証金には、利子は付しません。
- (4) 入札保証金は、売買代金に充当できます。
- (5) 落札者が納付した入札保証金を売買代金に充当しない場合、売買代金の完納確認後、落札者の請求により速やかに還付手続を開始します。
請求から還付までは、10日程度要しますのでご注意ください。
- (6) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき(落札後、令和4年度和歌山県土地開発公社保有地売却一般競争入札要綱第3に定める入札に参加する者に必要な資格を有さない者であることが判明し、失格したときを含む。)は、入札保証金は返還されませんので、ご注意ください。

④ 落札者の決定

- 1 入札締切り後、直ちに開札します。
- 2 落札者は、次の方法により決定します。
 - (1) 有効な入札を行った者(落札者が入札保証金を納付しない入札を除く。)のうち、入札書に記入された金額が、当公社が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者
 - (2) (1)に該当する者が2人以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより、決定します。(この場合、入札者はくじ引きを辞退できません。)
- 3 共有名義で入札に参加された方が落札者となった場合、速やかに次の事項に関する申立書を提出してください。
 - (1) 落札した土地の持分
 - (2) 契約金額の負担区分
 - (3) 入札保証金の充当金額又は還付金額区分

⑤ 契約の締結

- 1 和歌山県土地開発公社と落札者との売買契約は、令和5年4月24日(月)までに、和歌山県土地開発公社事務局において、土地売買契約書(案)により締結します。

※ 売買契約は、必ず「落札者」名義で締結すること。
共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結すること。
- 2 落札者は、契約締結と同時に、売買代金の全額を支払わなければなりません。
- 3 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- 4 契約及び所有権の移転に要する費用(収入印紙、登録免許税等)は、落札者の負担とします。
- 5 契約を締結する時には、実印、印鑑証明書、住民票の写し(個人の場合)、資格証明書(法人の場合)等が必要です。

印鑑証明書等、契約締結に必要な書類については、契約締結日以前3か月以内のものがが必要です。

売買代金等の支払方法について

- 1 売買代金の支払方法
 - 売買契約締結時に、当公社が発行する請求書により全額を納付していただきます。
 - 当公社が発行する請求書により、指定の期日までにお支払いください。
 - 契約書は、「土地売買契約書(案)」(19ページから21ページ参照)を使用します。
- 2 入札保証金は、売買代金に充当することができます。
- 3 **購入資金の手当て等については、お早めに金融機関とご相談ください。**

その他の注意事項

- 1 **物件の引渡しは現状のままで行いますので、必ず事前に現地の確認をしてください。**
- 2 売買物件を利用するにあたっては、公序良俗に反することなく、また、建物を建築するにあたっては、建築基準法及び文化財保護法並びに県、市町村の条例等により、私道がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- 3 売買物件の隣接土地所有者、地域住民及び当該土地利用に関する調整等については、すべて落札者において行っていただきます。
- 4 売買契約締結の日から売買物件引渡しの日までの間において、公社の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。
- 5 売買物件の引渡し後は、面積、金額、その他につき、公社、落札者とも何等の異議も申し立てないものとします。
- 6 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために公社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

令和4年度和歌山県土地開発公社保有地売却一般競争入札要綱

【入札物件】

第1 売却をする和歌山県土地開発公社保有地は、別掲「入札物件一覧」のとおりとする。

【参加申込み】

第2 本件の入札に参加を希望する者(以下、「入札希望者」という。)は、「令和4年度一般競争入札申込書」に「誓約書」を添えて **令和5年3月22日(水)** までに和歌山県土地開発公社へ申込みを行うこと。

【入札に参加する者に必要な資格】

第3 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であること。

- (1) 成年被後見人
 - (2) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
 - (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - (6) 破産者で復権を得ない者。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条の規定による観察処分を受けた団体に該当しないものであること。
- 4 自己又は同居者、共同使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他の反社会勢力でないこと。

【留意事項】

第4 入札希望者は、本要綱、物件調書及び土地売買契約書(案)の各条項並びに入札物件の法令上の規制をすべて承知した上で入札するものとする。

2 入札、入札保証金の納付並びに売買契約において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。

3 入札の結果、落札者となった際に当該物件の所有を共有名義とする場合には、第2【参加申込み】の必要書類に当該物件の所有を希望する名義人全員の必要事項を記載しておくこと。

【現場説明】

第5 現場説明は、別掲「入札物件一覧」記載の日時に物件所在地において行う。

【入札日時及び会場】

第6 入札は、別掲「入札物件一覧」記載の日時に、和歌山県土地開発公社2階入札室において行う。

【入札保証金】

第7 落札者は、落札後当日、速やかに、入札保証金として、入札金額の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額を当公社発行の納入通知書で納めなければならない。

2 入札保証金は、売買代金に充当できるものとする。

3 入札保証金には、利子を付さない。

【委任状】

第8 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。

2 第4【留意事項】3の落札者となった際に当該物件の所有を共有名義とする場合で、第2【参加申込み】の必要書類の申込者欄に記載された者以外の者が入札しようとするときは、申込者欄に記載された者から委任状を提出しなければならない。

【入札書の書き方】

第9 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑を押印するものとする。

2 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付け、物件の総額を記入しなければならない。

【入札書の書換え禁止等】

第10 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

【入札の無効事由】

第11 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札又はその権限を証する書面を提出せず、当公社の確認を得ないで代理人がした入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (5) 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
- (6) 入札者又はその代理人が一人で2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- (7) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- (8) 入札金額、入札者の氏名、印鑑又は、重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難い入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (11) 郵送をもって送付してきた入札
- (12) 落札者が入札保証金を納付しなかった入札
- (13) 本要綱に違反した入札

【入札の失格事由】

第12 次に該当する入札は、失格とする。

- (1) 予定価格未満の入札

【開札】

第13 開札は、入札後直ちに入札者立会いのものに行う。

【落札者の決定方法】

第14 落札者の決定は、次の方法による。

- (1) 有効な入札（落札者が入札保証金を納付しない入札を除く。）を行った者のうち、入札書に記入された金額が、当公社が定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) (1)に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係ない職員にくじを引かせる。

【再入札】

第15 再入札は行わない。

【入札の変更等】

第16 入札者が連合し、又は不穏な行動をすること等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

2 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

【入札保証金の帰属】

第17 原則として、落札者が契約を締結しないとき(落札後、本要綱第3に定める入札に参加する者に必要な資格を有さない者であることが判明し、失格したときを含む。)は、入札保証金は当公社に帰属する。

【危険負担】

第18 落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、現状に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

【契約の締結】

第19 当公社と落札者との売買契約は、令和5年4月24日(月)までに、和歌山県土地開発公社において、別掲土地売買契約書(案)により締結する。

2 落札者は、契約締結と同時に売買代金の全額を納付しなければならない。

3 入札保証金は、売買代金に充当することができる。

【落札者の入札保証金】

第20 落札者が入札保証金を売買代金に充当しない場合、落札者の入札保証金は売買代金の完納確認後、落札者の請求により速やかに還付手続きを開始する。

2 還付は、原則として口座振込の方法による。

【所有権の移転時期】

第21 落札した物件の所有権移転は、売買代金を完納したときとする。

2 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。

【落札者の譲渡制限】

第22 落札者は、落札した物件の所有権移転登記前に、当該落札物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

【公租公課等】

第23 落札した物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

第24 入札者は、本要綱のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。

土地売買契約書(案)

土地売出人 和歌山県土地開発公社(以下「甲」という。)と土地買受人
(以下「乙」という。)とは、次のとおり甲所有の土地の売買契約を締結する。

(信義誠実)

第1条 甲及び乙は信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買土地)

第2条 売買土地は末尾記載のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は金 円とする。

(入札保証金)

第4条 入札保証金 円は、売買代金に充当する。

(支払方法)

第5条 乙は、第3条に定める売買代金から、前条に定める金額を除いた金 円を
契約締結と同時に、甲が発行する請求書により、甲が指定する銀行の口座に振り込まなければ
ならない。

(所有権の移転及び登記申請)

第6条 売買土地の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに乙に移転するものとする。

2 乙は、前項により売買土地の所有権が移転した後に、甲に対し登記に必要な書類を添えて所
有権移転の登記を請求するものとし、甲は乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を申請す
るものとする。

(売買土地の引渡し)

第7条 甲は、売買土地の所有権が移転した後、直ちに当該土地を現状有姿で、乙に引き渡すも
のとする。

2 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該土地の受領書を甲に提出しなければなら
ない。

(危険負担等)

第8条 この契約締結の日から売買土地の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰すること
のできない事由により、売買土地に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担
するものとする。

(異議申立の禁止)

第9条 売買土地の引渡し後は、面積、金額、その他につき、甲乙とも何等の異議も申し立てない
ものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を
賠償しなければならない。

(費用の負担)

第12条 次に掲げる費用は、乙の負担とする。

(1) この契約の締結に要する費用

(2) 所有権移転登記に要する費用

(契約不適合責任)

第13条 甲は乙に対し、別紙1記載事由を含む一切の契約不適合責任を負わないものとし、乙は
甲に対し、本件目的物が契約に不適合であることを理由として売買代金の減額、追完、解除又は
損害賠償請求をすることができない。

(契約解除)

第14条 甲は、契約締結後に、乙が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、
その他の反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)であることが判明した場合には、契
約を無条件で解除することができる。

(暴力団等反社会勢力に対する転売の禁止)

第15条 乙は、甲に対し、売買土地を、暴力団等反社会勢力に転売しないことを確約するものとする。

(法令等の規制の遵守)

第16条 乙は、売買土地の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、
売買土地を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(紛争処理)

第17条 この契約から生じる権利義務に関し紛争が生じたときは、和歌山地方裁判所又は和歌山
簡易裁判所を管轄裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第18条 この契約に定めのない事項及び契約事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上誠意をも
って解決に当たるものとする。

この契約の証として、この証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有す
る。

令和 年 月 日

甲 和歌山市和歌浦西二丁目1番22号
和歌山県土地開発公社
理事長 下 宏

乙 住所
氏名

土地の表示

和歌山市加太地内					
番号	所在：和歌山市			地 目	地 積(m ²)
	大 字	字	地 番	登記地目	登記地積
1	加太	炭谷	909-1	山林	5,596
2	加太	炭谷	914-1	雑種地	132
計					5,728

別紙1

本件土地売買契約に関する承諾事項

1. 本件売買土地は、商品土地ではないため、土地の埋設物調査及び土壌汚染調査を実施しておらず、現状有姿による売買契約になります。

物 件 調 書

- この物件調書は、入札参加希望者が現地を確認する上での参考資料です。
お申込みの前に、必ず現地をご確認ください。
- 各種供給処理施設(上・下水道、電気、ガス等)の利用に当たっては、各事業者と十分協議してください。

物 件 調 査 書

物件番号 1	所在地	和歌山市加太字炭谷909番1、914番1					
面 積	登記簿	別紙土地一覧表のとおり		地 目	登記簿	別紙土地一覧表のとおり	
	実 測				現 況		
法令等による制限等	都市計画法	区 域	市街化区域	容積率	100%	建ぺい率	50%
		用途区域	宅地造成工事規制区域				
		地域地区	第1種低層住居専用地域				
	その他	宅地造成等規制法(宅地造成工事規制区域)、国土利用計画法(届出) 土砂災害防止対策推進法〔土砂災害特別警戒及び警戒区域(一部)〕 和歌山市屋外広告物条例					
供給処理施設の状況		利用可能な施設		配管等の状況		その他	
	上水道	なし		県道粉河加太線南側及び近隣ネオポリス団地北西に和歌山市所有水道管φ150mmが埋設されています。			
	電 気	なし		県道粉河加太線に電線があります。			
	ガ ス	なし		都市ガスなし 個別プロパン			
	下水道	なし		なし			
その他の事項説明 1. 本件売買土地は、登記簿面積による売買とします。 2. 南海電鉄加太線「加太」駅：車で約3分 3. 幅員約4mの未舗装市道に北側で接面する。県道粉河加太線に出るまで車で約1分です。 4. 本件売買土地は、商品土地ではないため、土地の埋設物調査及び土壌汚染調査を実施しておりませんので、それらを理由とした契約の解除、買戻し及び撤去、除染費用等の損害賠償には応じられませんので、ご了解のうえ、入札してください。 5. 電気・ガス・水道が必要な場合は、引き込みの可否について入札参加者が、入札前に供給者と協議を行い、納得のうえ入札に参加して下さい。							

別紙土地一覽表

和歌山市加太地内					
番号	所 在 : 和歌山市			地 目	地 積(m ²)
	大 字	字	地 番	登記地目	登記地積
1	加太	炭谷	909-1	山林	5,596
2	加太	炭谷	914-1	雜種地	132
計					5,728

整 理 番 号
No.

入 札 書

- ・ 金額はアラビア数字とすること
- ・ 訂正しないこと
- ・ 初めの数字の頭に¥を入れること

入 札 金 額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、1号物件一般競争入札価格の総額
令和4年度和歌山県土地開発公社保有地売却一般競争入札要綱等を承知の上、上記
のとおり入札します。

令 和 年 月 日

入札者

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法 人 名 〕
〔 代 表 者 名 〕

Ⓔ

代理人

住 所

氏 名

Ⓔ

(代理人使用印)

和歌山県土地開発公社理事長 様

係員
認印

注

- 1 黒又は青のボールペンにより記入すること。
- 2 代理人が入札する場合、入札者の住所及び氏名(印は不要)並びに代理人の住所及び氏名を記入の上、委任状の代理人使用印を押印すること。

《記入例》

整 理 番 号

No.

入 札 書

- ・ 金額はアラビア数字とすること
- ・ 訂正しないこと
- ・ 初めの数字の頭に¥を入れること

入 札 金 額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	1	2	3	4	0	0	0	0

ただし、○ 号物件一般競争入札価格の総額
令和4年度和歌山県土地開発公社保有地売却一般競争入札要綱等を承知の上、上記
のとおり入札します。

令 和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

入札者

住 所 和歌山市○○町1-2-3
(所在地)

氏 名 ○○○株式会社
〔 法 人 名 代表取締役 和歌山 太郎 印〕
代 表 者 名

代理人

住 所 和歌山市○○町1番地

氏 名 紀の川 佐和子 印
(代理人使用印)

和歌山県土地開発公社理事長 様

係員
認印

注

- 1 黒又は青のボールペンにより記入すること。
- 2 代理人が入札する場合、入札者の住所及び氏名(印は不要)並びに代理人の住所及び氏名を記入の上、委任状の代理人使用印を押印すること。

整 理 番 号
No.

委 任 状

令和 年 月 日

私は、令和4年度和歌山県土地開発公社保有地売却一般競争入札の参加するに当たり、
下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

- 1 委任する権限
和歌山県土地開発公社保有地(号物件)売却一般競争入札に関する一切の権限

- 2 代 理 人

住 所

氏 名

代理人使用印

入札申込者
住 所

氏 名

〔法 人 名〕
〔代表者名〕

⑨

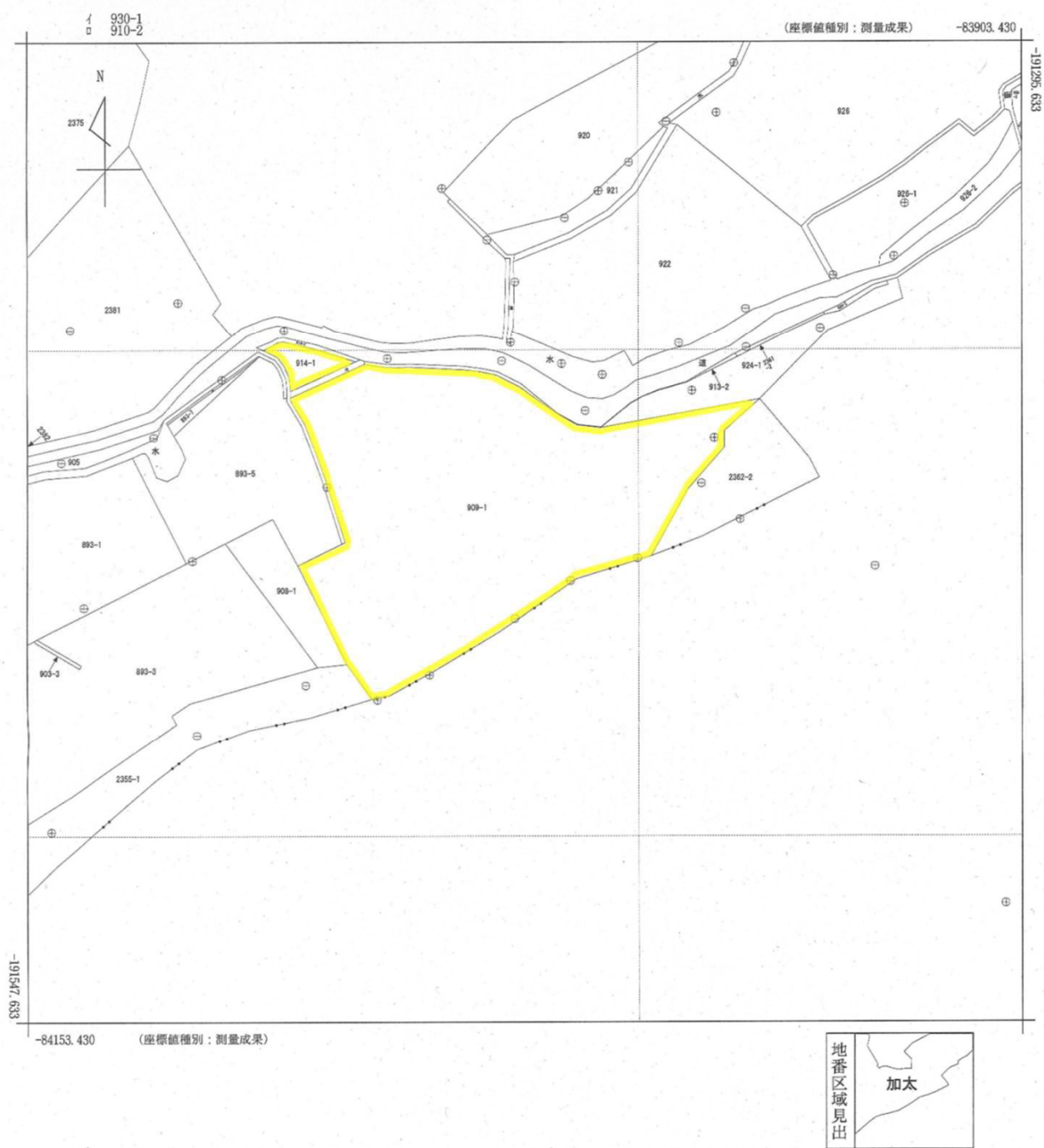
受付係確認欄	
--------	--

注

- 1 入札申込者の印鑑は、入札申込書に使用した印鑑と同じ印鑑を押印してください。
- 2 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。
- 3 代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

案内図





請求部分	所在地 和歌山市加太字炭谷					地番	909番1			
出力縮尺	1/1000	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	VI	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	令和3年9月			備付年月日(原図)	令和5年2月16日			補記事項	地図の縮尺は1/500ですが、1/1000に変更して出力しています	